

税務

住民税負担増等から住民のくらしを守ることに

Q 次の4点について伺う。
1 非課税者の減と町の制度への適用状況について

2 負担軽減のための町条例に減免規定の拡充について
3 介護保険認定者への障害者認定書発行状況について
4 多重債務者問題解決のための特別な対応について

A 1点目について、昨年度は、税制改正による老年者控除の廃止や老年者非課税措置の段階的廃止により、480名余りの方々が非課税から課税となったが、今年度については、今回の税率変更により、今まで非課税だった方で新たに課税された方はいないことから、町の制度への点に関しての影響はなかったものである。

2点目について、今回の税率の変更は、税法の改正により、全国一斉に実施されたもので、箱根町だけが独自に住民税の軽減措置を実施することは、地方税法に違反する恐れがあり、好ましくないと考

えているので、町独自で町税条例の免除規定の拡充を図る考えはないものである。
3点目について、本年度の町の取り組みとして、本年1月号広報や回覧により、周知を図るとともに、該当者には個人宛に申請手続き案内通知を行ったところである。
なお、申請手続き案内をした166名のうち78名から申請があり、申請者全員に認定書を交付したものである。
内訳としては、障がい者に準じる方が50名、特別障がい者に準じる方が28名である。
今後も、広報や回覧、また個人宛通知を行うなど、本年同様に周知を図り、適切に認定書を発行していきたいと考えている。

企画

廃校後の学校跡地利用について

Q 箱根を訪れる子どもたちが利用できる「学習宿泊施設」としての利用や、町外から通勤する職員や箱根で働く方の「独身寮」としての利用の考えを伺う。

A まず、子どもたちの学習宿泊施設としての利用であるが、小・中学校の「林間学校」が考えられ、実施時期としては、夏休み期間を中心とした夏季期間の利用が主なものと思っているが、箱根を訪れる子どもたちのための学習宿泊施設として利用する場合には、中学校に対するニーズ調査など、事前の調査を十分に行った上での検討が必要であると思っ

ている。
次に、町外から通勤する職

相談によって債務問題が解決すれば、税等の滞納者が納税者に変わるよう、問題解決に結びつけている行政の取組み事例等を参考に、一人でも多くの滞納者を減らせるよう研究してみたいと思っている。

員や箱根で働く方の「独身寮」としての考え方であるが、町内の大規模なホテル・旅館などは、既に独身寮を備えている所もあるが、企業においては景気に左右されることもありと承知している。また、職員の独身寮については、いろいろと難しい問題などがあるので、十分検討していかなくてはならないと思っている。
なお、学校施設を宿泊施設とするには、改修のための費用など、多額の設備投資が必要となり、また、完成後の維持管理費が必要となることから、こうした投資額や維持管理費についても、十分検討した上で決定していく必要があると考えているので、学校跡地の利用方法の一つのご提案として、利用方法の選定にあたり、参考にしていきたい。
学校の跡地利用については、現在、町の内部組織である「公施設配置研究会」の中で検討を行っており、5月に実施した町長ヒヤリングにおいて、一応の報告を受けている。早期に町としての考え方を取りまとめ、議会へお話しをした後、各地域に町の考え方を説明し、地域の皆さんのご意見を伺いした上で、跡地利用について決定をしていきたいと考えている。
いずれにしても、統合後の各学校の跡地利用については、十分に時間をかけ、地域の皆さんのご意見をお聞きし、地域の実情を考慮した上で、町にとつても、最も有効な利用ができるようにしていきたいと思っ



箱根小学校

てい